

シェアリング

—「シェアリング」は、共有すること、分かち合うことを意味しています—

< 編集発行 >

公認会計士 林光行事務所
税理士
〒543-0073 大阪市天王寺区生玉寺町
1-13 サンセットビル
TEL 06(6772)7770
FAX 06(6772)7740
http://www.share.gr.jp/

第57号 林光行事務所創立四十周年記念号

2019年4月

林光行事務所 創立40周年記念

平成三十年十月六日。シェラトン都ホテル大阪において林事務所創立四十周年記念式典及び祝賀会を催させて頂きました。ここに当日の祝賀会での弊事務所所長林光行の謝辞(要旨)を掲載させて頂きます。

四十周年記念祝賀会 謝辞

所長 林 光行

皆様、今日は本当に有り難うございました。

お忙しい皆様に、このような私的な集まりにお越し頂くことに^{はばか}憚りもあつたのですが、40年という区切りで、是非とも皆様にお会いして、一言、今までの御礼を申し上げたいとの思いで、我儘させて頂きました。

しかし、同窓の皆に「What a wonderful world を歌ってくれ!」と予定外のお願いをするなど、慌ただしく時間が過ぎ、お礼の言葉も準備できておりません。多くの皆様と、ゆっくりお話しさせて頂きたいと思っていたにも拘らず、申し訳ありません。

私は、30歳で独立し、現在70歳。引退してもいい時期かと思えます。実は、監査法人^{やまがき}彌榮会計社については、本日の式典司会を務めてくださった本井先生が、「(林を継いで)理事長を受けるよ」と言ってくださり、今年の7月に理事長を退きました。林事務所についても、今年の始めの頃は、40周年のこの場で「事務所を法人化し、林は第一線を退きます」とご挨拶させて頂いたら、と不埒な考えを持っておりました。

については職員たちに「税理士法人を設立して、後はお前達でやってくれ」と言いますと、「簡単には受けられません」と返され、法人化の話は一旦ご破算に。では今後、^{しりぞ}退く^{なま}途をどう描けばよいのかと、考えあぐねておりました。

しかし、エドワードが歌ってくれた歌詞の一節「忘れていた何かが…」も一つの契機ですが、本日を迎える準備の中で、皆様とご一緒させて頂いた仕事を振り返ることで、方向が明瞭に整理されました。今ここで、皆様に、今の気持ちをご報告したいと思えます。

私の父は85歳で昇天しました。だからという訳ではありませんが、私も後10年位生きることができのかもしれない。今、思っておりますこと。それは、もし許されるなら、「50周年の祝賀会をさせて頂きたい」ということです。「元気で働ける間は働いて、働きながら死ぬ」。それが本望です。これからを、精一杯働きながら生きてゆきたいと思っております。

ただ、そのように腹を括っても急逝することもあり、お客様にご迷惑をかけないために、適当な時期に事務所を法人化しようとは考えております。しかし、法人化云々に拘わらず、後10年、懸命に生きて働いておれば、50周年を迎えることができます。

元気でさえおれば、いつまでも、一所懸命に働きたい。働いて、多くの皆様と共に喜びを分かち合う。そういう人生を、歩み続けたいと思っております。

本当に、この40年間、有り難うございました。そして、これからもまた、宜しくお願い申し上げます。

本日は、誠に有り難うございました。

～ CONTENTS ～

○ 式典 来賓ご祝辞 & 永年勤続表彰	2	○ 税制トピックス	14
○ 記念講演 小坂孫次様	4	○ 労働基準法の改正	15
○ 祝賀会 来賓ご祝辞 & 乾杯ご挨拶	6	○ 事業承継税制	16
祝賀会アルバム	8	○ KS経営研究会	
○ 第100回「超カンタン決算書の見方」	10	第31回「式が変わらねば答えは変わらない」	18
第102回「外国人人材採用からみえてきた日本が置かれた現状」	12	第32回「誰のために仕事をするのか」	
「わが『塞翁が馬』」	13	&経営基礎講座20周年記念式典	19
		○ 読者の皆様からのお便り	20

公認会計士・税理士 林光行事務所 創立40周年記念式典



司会の本井先生

去る平成30年10月6日、シェラトン都ホテルにおいて林事務所創立40周年記念式典及び祝賀会を催させていただきました。司会進行は公認会計士の本井啓治様。「NewYork NewYork」の軽妙な音楽をバックに登場、ダンディーな司会ぶりで、式典は始終和やかな雰囲気にも包まれました。

ここに来賓の方々のご祝辞を掲載させていただきます。



来賓ご祝辞



林光行事務所関与先ご代表
弁護士 高階 貞男 様



林先生、それから奥様、職員の皆さん、今日は大変おめでとうございませう。40年という長い月日、皆さんで創ってこられた事務所、すばらしい事務所だと思ひます。私が林先生とお目にかかってお付き合いするようになったのは20年余り前のことですが、今日は少し、その時の話をさせていただきたいと思ひます。

ある再生中の造船会社が、再生がどうも上手く進まない。その社長が、知人の紹介で私のところに参りまして、涙ながらに、「再生しようと頑張ったのだけど、もう駄目だ、破産にでもしてください」、と言ってこられました。弁護士は、依頼者の御意思に従ってやるのが仕事ですから、一旦は破産の準備に取りかかりました。しかし、よく考えましたら、会社はダメになりそうだけれど、現に立派な造船所設備があるんですね。造船所がバラバラになったら、もう何もない海岸になってしまうかもしれない。「これはもったいないんじゃないか。誰か、この造船所を活かしてくれる人はいないだろうか」と、私は必死で考えました。

そしたら、あつたんです。ある造船所が、「それじゃ、協力しましょう」と、名乗り出てこられました。「賃料を出して、この造船所を借りましょう。弁護士さんが入ったんだから、きちっとこの会社が再建するまで面倒を見てください」という話になりました。

「よしわかった。じゃあ、いっぺん、特別清算しましょう」。特別清算は、残っている事業をボチボチ整理しながら終了に向けて手続を進めるスタイルです。「整理を進める中で債務が全部無くなれば、もとの会社に戻るかもしれない！」いろいろと文献を読み、いったん

解散しても、債務の返済が終わって内容が正常になれば、元の会社に戻れると確信した私は、管財人となって、その手続を進めました。そして予想通り、8~9年後でございませうが、債務を全部完済し、再建手続が終わりました。この造船所は、今も立派に稼働してございませう。

私は、50年近く弁護士をやっておりますが、清算し、破産までいこうとした会社が、元に戻って立派にやっているとこのは、最初で最後のことだ。なかなか難しいことだ、この手続に、林先生の事務所は最後まで付き合い合ってくださいました。

「1+1=2」。これは、小学1年生でも知ることだ。しかし、世の中には簡単に「2」と答えを出せない場合があるんですね。「1.5と0.5」にしないと、答えに合わないことも出てきます。1.5と0.5でも2になりますよね。だから、「1+1=2」ではないからと、^{ベツ}×をつけるのは間違っていると思うんだけど、通常の公認会計士さんは^{ベツ}×をつけます。

けれど、林先生は、形式的なことばかり見るんじゃないで、なぜこうなるんだっていうことを、じっと見てるんですね。そして、実態に合わせて様々な試行を経て、ようやく「1+1=2」と書けるようになった。これは、林先生が会社の内容をよく見て、法に照らし合わせながらも、実態に合わせて処理していただける方であるということを示しているのだと思ひます。

私はそれ以来、この20数年間、職業会計人の方の手助けが必要な時は、必ず林先生の事務所をお願いするようにしてございませう。いまだに林先生に頼ってございませう。私も私の事務所も、林事務所が必要なので、林先生、宜しくお願いいたします。





林光行・林幸 知人ご代表
梶本 徳彦 様



私と林夫妻との接点は、仕事よりもむしろ、大阪府立高津高校の同窓生としての方が、中身が濃かったと思っております。高津高校同窓会の会長時代、その運営を役員として支えてくださったのが、副会長の北村さん達や林幸さんでした。そして、折に触れ、非公式にアドバイスをいただいたのが、林光行さんです。月1回の役員会の後、安い居酒屋で酒を飲みながら、時々は光行さんにも参加をしていただいて、同窓会の歴史や、いろんなことを話したことを今でも大変懐かしく思い出します。幸さんは、皆様ご存知のように性格は非常に柔和な方です。しかし、芯が強くて、難しい問題にも自分の意見をズバっと発言されまして、役員会が一致団結をしていくのに大変貢献して下さいました。

私が、お二人に対して一番感心することは、一つは無欲であり、仕事に妥協しない真摯な姿勢です。今日、たくさんの社員を抱えておられますけども、これは金儲けのためじゃなく、まっとうに事業を発展させるため、また、社会に役立つ公認会計士や税理士を育てたい、という強い想いからだと思えます。その事務所の社風が、クライアントの増加につながって、このように事務所が大きくなったのだと思えます。

そしてもう一つは、地位や名声にこだわらず、だれとでも分け隔てなく接するという、この公平で優しい人柄です。今日「ダイバーシティ」とよく言われますけども、その思想をみずから実践しておられるのが、今日お集まりになられた皆様をはじめ、幅広く様々な分野から信頼を勝ち得ている理由だと思っております。

最後に、設立40周年というこのめでたい日をステップに、林夫妻、また事務所の益々の発展をお祈りさせていただきます。ご挨拶とさせていただきます。

永年勤続表彰者紹介

式典では、勤続10年以上の職員が表彰を受けました。以下に氏名と勤続年数を掲載させていただきます。
益田みどり(34) 前田有太可(32) 古田茂己(29)
青木 和巳(19) 河崎千恵子(19) 林 竜弘(18)
河野けい子(13) ()は勤続年数

前田有太可による謝辞

皆様、本日はわたしどもの創立40周年記念式典にご出席賜り、誠にありがとうございます。このような多くの皆様の前で、永年勤続として表彰され、誠に光栄でございます。ただ、私は入所して33年目ですから、もうお前は表彰される側でなく、表彰する側にいかなあかんやろと言われます。



さて、事務所が40年間、やってこれましたのは、林光行の先見性、本質を見抜く論理性、実行力、ここまでこだわるのかという職人氣質、そして人間としての優しさ、それに加えて、林幸というこれまた類まれな絶妙な相方によるものかと思えます。

ただ、その二人だけでやってこれたわけではありません。二人に影響を受けた個性豊かな職員がいます。本業の税務、会計だけでなく、社会福祉法人、公益法人に詳しい、あるいは、わかりやすく教えるのが好き、資料を作るのが得意、計算やパソコンの処理がめっちゃくちゃ早い、人のお世話が何よりも好き、お客様と話しするのが好き、喜んでもらうのが好き…と様々ですが、私たちはいずれも、お客様の悩みごとや困りごとを一緒に考え、答えを出さないとすっきりしないという気持ちで働いています。それが林事務所です。

そして、何よりもお客様、皆様に鍛えていただいたお蔭で、私たちの今があります。林事務所の理念、本日の式次第に書かれています「お客様の成長と幸福に貢献する」は、もう自然と私たちの意識に刷り込まれています。



さて、林光行も70歳になりました。早く現役引退して、好きなことだけさせてくれとも、いやいやこれから10年は番を張るとも言っています。どちらにせよ、我々職員力を合わせて頑張る所存でございます。最後に、所長の光行さん、幸さん、事務所みんな、そしていつも私を支えてくれた家族と、何よりもお客様に、改めて感謝申し上げます。

皆様、どうかこれからも、私たちにご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。本日は、誠にありがとうございました。





四十周年記念式典 記念講演

「障がいのある人たちと歩み続けてきた50年」

社会福祉法人たんぼ福祉会 理事長 小坂孫次 様



今日は、障害を持って生まれてきた息子を育てながら、障害のある人たち、地域の人たちと共に50年を歩む中で分かってきたこと、やってきたことを、まだ記憶に新しい津久井やまゆり園での事件を思い起こしながら、お話しできたらと思います。



障害の子どもが育つとき

知的障害のある子が家庭で育っていく過程で、どんな経験をしていくのか。例えば、普通の子どもたちが2~3才になって、親と出掛けたとします。好奇心一杯の子どもは、親の手を放して一人で先に行ったりする。親は「そっち行ったら危ないよー。あー、車が来たじゃないの」と声をかける。危ない思いをしながら、車の怖さを知って、危ないことへの対応を学んでいきます。

ところが、障害を持った子の親はどうしますか？家を出て、一日中ずっと手をつなぎっぱなしです。子どもは手を放して自由にどこかに行こうとする。でも、親はぎゅっと握って手を放してくれません。手を放した途端、ぱーっと走って、そこに車が来て、といったことを想定してしまう。ですから、その子はいろんな経験ができないし、「何でこんなに握られてしまうのか」という気持ちばかりが残ってしまう。

でもね、親が「こうしようね」といっても、1回2回じゃわからない。100回言っても駄目。何年言っても変わらない。そんな風で、とても「いろんな経験をさせよう」なんてことは考えられないんですね。

普通に生活していれば、普通の子はいろんなことが分かってきます。親の言っている気持ちまで分かってくるようになる。ところが障害を持った子たちは、そこまでは分からない。親もその子が何を考えてるのか分からないし、何をするか分からない。当然のようにコミュニケーションはとれない。コミュニケーションがとれなければ、衝突が起き、衝突が起きれば、それが先鋭化して、家庭内暴力が発生し、家族が崩壊する寸前までいくわけですね。そういうことになって、実は施設に入ってくるようになってしまうんです。

？ なぜ、事件がおきたのか？

じゃあ、この人たちが施設へきてどうしているのか。神奈川県相模原「津久井やまゆり園」で悲惨な事件がありました。もっと悲惨なことは、国がやった防犯対策。補助金あげるから防犯カメラをつけなさいって言ったんですよ。しかし問題は、防犯対策ではありません。あれは、施設の職員がやった事件です。そして、その職員はいまだに、「私が間違っていた」「ごめんなさい」とは言っていません。なぜでしょう。それはですね、施設の中に問題があるからです。

あの職員は、施設で起きる様々なことを見ていたはずですよ。2年半にわたって一緒に生活したけど、入所者は何も聞いてくれない。怒る、跳ねる、物は壊す、そんな障害の人たちを見てきた。で、親たちの状況を見ると、そんな子をびくびくしながら見ている。とても家で看れるものではないので、施設で虐待らしいことがあったとしても、黙っておらざるを得ない。多分そういう事の連続がその施設にはあって、そういったことが、事件につながってしまったのだと思うんです。

「これは違う。施設の中を変えなければ、こういう事件は起こらざるを得ないんじゃないか」そう思うのですが、残念ながら、今回の事件によって、多くの施設がますます鍵をかけるようになってきました。

♣️ たくさんの経験を通して…

30年前に入所施設を作るときに、決めたことがいくつかあります。まず、「鍵をかけない」。鍵をかけないと大変です。無断外出が起きます。もう、職員総出で探します。見つからない時は、もう神頼みしかない、なんてこともあります。本当に職員は大変です。

でも、鍵は掛けない。なぜか？ それは、「信頼」なんです。鍵をかけたら、信頼という関係は絶対にできません。施設では、背中を丸めて歩いている人たちが多いと思います。うちの人たちは違います。顔つきは穏やかで、ちゃんと上を向いているし、目もしっかりしています。それは、30年、鍵をかけないということで、信頼関係がつくれているからだと思うんです。

そして次に、「自己決定」。障害を持った人たちは、小

さい頃から全て親の意向で、自分の意向はなくなっている。多くの施設も同じです。だから、うちの施設の食堂では、「どこに座るか」「だれと一緒にたべるか」「ご飯をどのくらいよそうか」ということを自分で決めてもらうことを通じて、自己決定の力を育ててきました。もちろん、毎日^{いさか}争いはあります。でも、続けました。

「食器は陶器を使う」「施設に廊下を作らない」。それらのことも、失敗やトラブルを増やします。本当に何度も、何度も。そのたびに、職員は一人一人に向き合い、説明していく。「普通の子もと同じような体験」をさせる。失敗やトラブルを通してしか、学べないことが沢山あると思うんですね。

👤 様々な人がいることで…

海水浴や旅行には全員で、大体350人くらいで行くんです。大事なことは皆で助け合って一日を過ごすこと。バスに乗ること、楽しむこと、お土産を購入し帰省時に持ち帰ること、それらを全部自分で決める。こういった経験をたくさん重ねて、将来自分で穏やかに暮らせる人生へとつながっていくんです。

トイレ休憩すると、最初の頃は一時間くらいかかっていました。でも、今は15分くらいあれば大丈夫です。ば一と行ってしまふ子、自閉の子とかいるんですけど、そういう子をちゃんと見る子がいる。一緒に手伝ってあげる。そういうことが、ずっと生まれてくるようになるんですね。

施設は様々な人たちが入るようになるのが大切です。同じような人たち、同じような重い人たち、同じような軽い人たちが入っては、そういう形にはならない。男の人も女の人も、年齢も若い人も、みんな、普通の社会と同じように、様々な人たちが一つの集団を作ったときに、初めてそこに人間らしい営みが生まれるんですね。そういうことが沢山わかってきました。あの人たちは、「人と仲良くしたい」そういう風に思っている。人と生まれたなら、どのように重い人たちでも、その人たちに発達し、その人なりに素晴らしい人生の生き方をする、という風に思っているんです。

それができるように、環境を作り上げていくことが最も大切なことなんだと思います。

♣️ 働くこと、考えることの力

では、どうしたらいいのか。うちには230人おりますが、まず「働くこと」をずっとやってきた。私のところでは、部屋の中にいる人は一人もおりません。全員、働く場所に行っております。そして、すべての人たちにお金を渡しています。でも、お金を渡すだけではだめなんです。それを自分の意思で使うことが、実は人生にとって一番大切なことです。それが、その人たちの生きがいになっていくんです。

信頼作りから始まって、農耕や木工などをし、あるいはお店をやったり、だんだんと、より高度な一つ上の作業に参加して行って、働いてお金を貰い、お金を使って生活することの楽しさを味わう。そうして「次はこんなことをしたいな〜」と考える力が出てくる。この考える力こそが、一人ひとりの幸せを作り上げていく、一番大きな力になるんじゃないかと思います。それが実は発達の原点なのではないか、という風に思っています。

♥️ これからの願い 🙏

実は今、日本では逆行する動きが生まれています。障害者の施設も、だんだん年齢が増えて高齢化していきます。そうすると、施設はその高齢化と重度化に対応することができなくなってきます。一番重い人たちは一番お金を食うんですね。だから、より効率的にしようとする。閉じ込めて動かさないようにして、悪循環です。

これから先、高齢化や重度化の問題もある中で、障害者の生活、人生にどうアプローチすればいいのか。それを世間に関心を持ってもらうには、普通の社会の中でそういう人たちを育てること、教育をすることが必要ではないかと思います。普通の社会の中に、様々な、その人にとって必要な生活と教育があるはずなんです。それを国民全体でやっていくのが、本来の姿ではないかと思います。これからの未来、ぜひとも皆様のお力で変えて頂ければと、そういう風に思います。



わざと急階段にしてある重度者棟 (幸)



(左)小坂様 (右)統轄所長遠山様

たんぽぽ福祉会 岐阜県恵那市長島町久須美1083-35
電話 0573-26-4356 <http://enatanpopo.com>

創立40周年記念祝賀会

林光行・幸の長女(真樹子)と次女(智子)の司会で始まった祝賀会は、おかげさまで、皆様の温かいお気持ちが会場一杯に溢れる会となりました。お心のこもったご挨拶を頂戴し、改めてお礼申し上げます。



来賓ご祝辞



日本セイフティー株式会社
代表取締役 西田伸一郎様



今日は、創立40周年、本当におめでとうございます。

私の父(西田弘)と林先生が知り合ったのは、約38年前になると思います。弊社、現日本セイフティーの前身の会社の経営が傾き、和議の申請をしたんですが、その時にですね、林先生のところにご相談に行きました。そうしましたら、この会社の将来を信頼して下さったのか、「まだこの会社いけんのちゃうか、この社長やたらまだやってもおもしろいんちゃうか」と言っていたいき、無事に和議が成立。そこから、ずっと林事務所との付き合いが続いております。

当時はまだ、レンタルというビジネスモデルが世の中にあまり確立されてなかったんですが、先生はいち早くそのビジネスモデルを理解して下さり、新商品を世に出す大切さ、社員教育の重要性など、多岐にわたることを父にご教授くださいました。また当時、弊社の資金繰りは、かなりどんぶりでした。そのどんぶり部分、まずここを直さないといけない、とご指摘いただき、さらには、金融機関と一緒に足を運んで下さったこともあったそうです。「林先生には、本当に色々な形で助けていただいた。この会社の礎をなんとかつくるのが出来たのは、先生との出会いがあったおかげだ」と、折に触れては父からそのような話を聞いております。

時代は変わります。どんどん若い世代に代わっていきまます中で、これからも引き続き、



監査役として、私ども若輩をご指導賜りたいと思っております。林事務所がこれから50周年、60周年に向けて更にご発展されますことを祈念いたしまして、簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。



コスモス法律事務所
弁護士 四宮 章夫 様



林光行先生、本日の事務所創立40周年記念祝賀会、誠におめでとうございます。

光行先生と私のご縁は、1979年頃、公認会計士の中村弘毅先生が作られた、倒産研究会から始まります。そこで御一緒して以来39年、これまで自分が携わった多くの民事再生や倒産事件の際には専ら先生に業務の補助をお願いし、また林幸先生にも依頼者の税務相談に乗って頂いたり、逆に法律相談を受けるという本当に親しいお付き合いをさせていただきました。

それら林先生たちとの過去の懐かしい思い出を振り返るとき、私たちは戦後日本の教育が、真の個人主義に根差していた、ごく短い一時期に育ったという幸せをつくづく感じます。高校時代、林光行先生は高津高校の自治会長として活躍されていたということです。私も高校時代、新聞部の編集長として青少年保護育成条例に反対する意見など、好き放題に記事を掲載しておりましたが、当時はなんの咎めもありませんでした。

今や日本は、個人よりも全体が大切にされる戦前の姿に逆戻りしてしまった一方、資本のみが暴走する悪しき利己主義な社会になっていると思います。我が国の民主主義は既に崩壊したも同然ですが、その理由は個人主義が確立したところでしか、民主主義は機能しないことにある、と私は考えています。

私たちは良き時代に育ち、これまで十分に仕事してきました。あとは、健康寿命を延ばしながら悠々自適に余生を送るだけですけども、今申し上げました通り、来し方が幸せであっただけに、何かにかこつけて、娑婆から離れがたくなっているのも事実です。おそらく林光行先生も幸先生も同様ではないかと思えます。

どうせ一回きりの人生ですから、思うとおりにしたいことをなさって、悔いが残らないようにしていただ

ければ、と思います。いつまでも茶目っ気が抜けないのも、ひとつの人生ではないかと考えています。

さて、今日は事務所の皆様の記念日でもあります。万青年の林先生ご夫妻のお守りはさぞ大変だとは思いますが、事務所のお客様のためにも、私たち多くの林ご夫妻のファンのためにも、どうぞよろしく願いいたします。

乾杯のご挨拶



税理士法人 a-office

近畿税理士会会長

浅田 恒博 様



林光行先生、幸先生、事務所の皆様、40周年おめでとうございます。乾杯の前に少しお話させて頂きたいのですが…。実は、一週間ほど前に幸先生から「つねひろくん、乾杯をお願いできないかしら」と電話がかかりまして…幸先生のお願い、これがなかなか断れない。実は断れない事情がありまして、その理由をちょっとお話させていただきます。

幸先生と私は同郷でして、河内の国分です。そこに小さい頃から住んでるんですが、幸先生のお兄さん、今は国分で歯医者さんをされてます、そのお兄さんが大学生、僕が中学生の頃に、あちこち近隣の山に登山に連れてってもらったり…兄貴分の様な記憶があります。勉強もいろいろ教えてもらい、お兄さんが都合の悪い時には、幸先生から教えていただく、そういう風な間柄でした。40年と申しますが、50年以上のお付き合いです。そんな訳で、断りきれずに出てきております。

幸先生は、結婚され、主婦で母という役目を背負って、なおかつ林光行事務所の片腕で、そしてもうひとつビックリするのは、勉強を続けられて見事税理士試験に合格されたことです。このことはやはり素晴らしいなあ、といつも思ってるんです。ただただ、不満がひとつあるんですけども、もう僕も65歳ですから、いつまでも「つねひろくん」はやめていただきたい(一同笑)。それだけお願いして乾杯に進みたいと思います。

まずは、林光行事務所がこれからもご発展され、後10年、ぜひとも50周年のお祝い会を達成していただけますように。そして、ご参加の皆様のご事業のご発展、ご健勝・ご多幸祈念致しまして、乾杯したいと思います。大きな声でご唱和、お願いします。乾杯!

開宴のご挨拶



税理士 林 幸

本日は、お忙しい中、多数お越しくださり、本当にありがとうございます。本来なら、こちらからお伺いし、お一人お一人に「ありがとうございました」とお礼を申し上げるべきところ、足をお運びくださり、何と感謝申し上げてよいか、胸が一杯です。

さて、40年前と言いますと、林は30歳、私は20代でした(笑)。自信家で夢ばかりの林光行と一緒に夢の中にいるような私だったと思います。事務所はクラブ活動の延長。でも、仕事はどこにも負けへんと思いついていました。井の中の蛙だったと思います。

春は交流会でハイキング、冬は100人を越える方々にご参加いただいた忘年会。ゲームや出し物に情熱を傾けた時期もありました。また、井の中の蛙ではいけないと徐々に世の中に眼を見開き始め、さまざまな仕事に取り組み一方、シエアリングレターを発行し、経営倶楽部も始めました。「共に成長したい」という思いからです。でも、会社と同じく、会計事務所も経済的メリットを提供してお金を頂くもの。こんなことが通用するだろうかとの不安もありました。

そんな不安を払拭するきっかけは平成7年の阪神大震災でした。連日さまざまな情報をFAXで流したり…震災特集号を発行すると、多くの方からお便りがあり、春の交流会を東灘区森公園での焼肉パーティにした時には、驚くほど沢山の方々がご参加くださり、物資提供やご寄付、ボランティアの申し出があったのです。

その時思ったのです。私たちは経済人である前にひとりの人間。人と人との交流、それは「心と心の交流」なんだと。そしてシエアリングレターも経営倶楽部も経営情報だけでなく、心の琴線に触れる思いを分かち合えるものにしていきたいと。

40年、続けてこられたのは、支えてくださり、応援して下さる皆様のおかげです。どうかこれからも温かいご指導ご支援を賜りますよう、職員ともどもよろしく願い申し上げます。今日この日は一期一会、楽しんでいただきまことを願ひまして、開宴のご挨拶とさせていただきます。



祝賀会アルバム

「乾杯！」浅田恒博様のご発声で会場にはグラスを重ねる音が響き、お楽しみの酒宴が始まりました。歌あり、笑いあり、そして(うれし)涙あり、にぎやかな祝賀会となりました。その様子を、写真とともにお伝えさせていただきます。

(青木和巳)



🎵 ここが夕陽丘めでたやな〜♪

司会は、林光行・幸の長女真樹子・次女智子の二人。そして、ステージは、石多エドワードさん&大島さんによる「別子山の歌(林事務所 Ver.)」で始まりました。石多エドワードさんは、林光行の小中高の先輩で、NPO法人東京オペラ協会を主催されています。朗々とした歌声はさすがプロのオペラ歌手！普段、一般の方でもオペラを楽しく歌えるよう指導されているだけのことはあります。曲の途中からは、事務所の職員達も巻き込んで、「ヤッコラサ〜、エンコラサ〜」と掛け声。会場のムードが一気に盛り上がります。



🎵 「今日は記念日」林幸、大熱唱!!

続いて「今日は記念日」の合唱です。これは林幸が毎朝聞いているABCラジオ「おはようパーソナリティ道上洋三です」の40周年記念の曲(詞・曲 高石ともや)ですが、それを林幸が替え歌に。

♪ きょうの日を迎えた〜 あなた〜と私は
時をともにし〜 ともに生きている〜
それだけで素敵なん〜 きょうは記念日 ♪
♪ ここまで来たね〜40年〜心あわせて〜40年〜
ふりかえれば〜幸せな〜思い出ばかり〜
ゆっくり行こう〜 明日〜! ♪

この40周年という記念日にぴったりの歌詞でした。ちなみにこの曲、耳に残って癖になるようで、「家に帰ってお風呂に入っていたら、なんとなく口ずさんでま



した…」という方がチラホラ。この時の林幸の顔がとても嬉しそうで、何とも気持ち良さそうに歌っています。

📺 スライドでつづる林事務所40年史



55回 尹基(ユンキ)様 62回 四宮章夫先生



70回 松山浩司様 90回 吉川康長様
経営倶楽部



K S研究会

場面変わって、職員の前田有太可と河崎千恵子による「林事務所の40年」スライド上映会。

昭和53年の開設時や職員が6名ほどだった頃の事務所の写真から始まり、数回にわたる事務所移転、経営倶楽部やさまざまな勉強会やセミナーの写真、楽しそうな職員旅行の写真等々、これまでの40年の思い出を沢山の写真とともに振り返りました。式典・祝賀会には、経営倶楽部やK S研究会の講師をして頂いた方も多数ご出席いただきました。それにしても、30年近く前の写真もあり、光行、幸をはじめ、職員がみんな若い!!



🌸 サプライズで花束贈呈



ここでサプライズ企画。実務出版の池内社長が、経営倶楽部常連の方々を中心に有志を募って企画して下さいました。

「一体何事?」と驚く光行と幸に、花束の贈呈。しかも、花束を手壇に上がったのは、小学3年生とまだよちよち歩きの光行と幸の孫。光行と幸が2人のことを大好きなのはもちろんのこと、子どもたちも、おじいちゃん、おばあちゃんが大好きなようです。



🌸 歓談の花



プログラムが粛々と進む中、会場では、久しぶりの再会を楽しむ方々が、話に花を咲かせていらっしました。また、初対面の方々も、林事務所が結ばせていただいたご縁を楽しむように、多くの方々の交流がありました。私達職員も、普段電話でお話することが多い方々と直接お話できる、楽しい時間になりました。



🎵 What a wonderful world (この素晴らしき世界)

やおらステージに出てきた面々…。次も飛び入り企画か！と思いきや、光行が自分の大好きな曲を、高津高校同窓生に強要(!)したので



♪ I see trees of green, red roses too ~
会場は加藤博康さん達が歌う、ルイ・アームストロングばりの素敵な低音の響きにうっとり。

皆様、50年以上の長いお付き合いになります。



🌸 ステージ裏のワンショット！



祝賀会の間、職員たちはステージの準備に大わらわ！リハーサルから本番までの長丁場、緊張と疲れがちらほらと。でも、いつでも笑顔を忘れません。

🌸 個性ゆたかな職員（職員紹介）



料理も終盤を迎える頃、光行と幸が再度ステージに登場。司会者のナレーションで、職員一人一人が登壇し、光行と幸へ感謝の花を手渡し、時にはハグ。いずれも個性的な17人。光行からのあたたかくもユーモアに溢れた職員紹介の一部を紹介します。アルバイトで入所し、すぐ辞めるつもりが勤続34年の益田みどり。林事務所の名物男、林竜弘。親分と呼ばれるのは少々ビビってしまうので“おやびん”があだ名の小林匠。もの静かで優秀な上田夏生の趣味は意外にもパーカッション。高校生の頃からアルバイトで入所し、事務所のことは何でも知っている、光行が事務所で一番怖いと言っている杉田旭子。普段、下の名前で呼んでいるので苗字がいつまでも覚えられない光行の、愛情溢れる職員紹介でした。



🌸 フィナーレは大団円!!

最後の所長謝辞の後、ステージでは再び、「今日の日」大合唱が始まりました。舞台には、たくさんの方々が登壇し、大団円の盛り上がり。



🌸 最後は「ありがとう」を花束とともに

会場では「今日は記念日」が流れ、来てくださった皆様に「これまで、ありがとうございました。これからもどうぞよろしく願い致します」と、感謝をこめて、職員がお一人お一人に、お花をお渡ししました。



経営倶楽部

第100回経営倶楽部

平成30年4月22日

『超カンタン！ 決算書の見方（超初心者向け講座）』

講師：弊事務所 所長 公認会計士・税理士 林 光行



平成7年にスタートした経営倶楽部第1回が実は『超カンタン！ 決算書の見方（入門編）』。今回、第100回ということで、弊所所長 林 光行が、同タイトルで開催させて頂きました。「会計の入門と合わせて、世界と日本の歴史の断片をお伝えすることができたら」と申しておりましたが、何故か時々どっと笑いが…。その様子の一部を掲載します。（税理士 林 幸）

世界地図の映るスクリーンを背に林が話し始めます。「今日の会場は、たかつガーデン。仁徳天皇が造営された『高津の宮』の在所ですね。仁徳天皇が猪甘の津に小さな橋をかけた。それが小橋。そこに鶴がよくとまって『鶴橋』と呼ばれるようになった。また、日本最古の貨幣と言われる『和同開珎』の枝銭が発見された細工谷遺跡にも近い由緒ある所です」。何が言いたいのか？

「今日はみなさんの大好きな“銭”の話でしょう？」

そうか。そういえば、会計を語りながら歴史もわかる… そんな話ができたらなあと言っていたなあ。そして、前の晩に作った労作の歴史年表に説明が移ります。

「1万年前、トークンという小さな棒状の粘土板に記された記号が最古の会計記録とされています。どうも文字の起源は会計記録にあるようです。」

関ヶ原の戦い 東インド会社

いきなり「時は慶長5年9月。やあやあ我こそは…」。関ヶ原の戦いのあった西暦1600年、オランダ商船が大分に漂着、その武器を使って家康が戦ったとのこと。同年イギリス東インド会社設立。会社が、国王の勅許によって軍隊も持つ植民地支配のための装置だったそうで、1715年の近松門左衛門の国性爺合戦でも会社の酷さについて触れているそうです。世界初の株式会社は1602年のオランダ東インド会社で、同年アムステルダム証券取引所が成立。当時、ロンドンでは「おおロミオ、ロミオ…」上演。シェークスピアの戯曲「ベニスの商人」は、関が原から遡ること100年前の大航海時代が舞台。

1492年コロンブスがインドを目指して新大陸発見。本人は死ぬまでインドだと思っていたそうですが、旧大陸から新大陸に馬や疫病が、新大陸から旧大陸にはジャガイモやトマトが。結果、800万人いたインディアンが虐殺と飢餓、伝染病により4年間で3分の1に減少。「インディアン馬に乗ってない！」「ドイツ人ジャガイモ食べてない！」は全て「サピエンス全史」からのネタです(笑)。

簿記の始まりは航海貿易

レオナルド・ダヴィンチは大砲や空飛ぶ模型も作り、絵を描くためには数学が必要と数学者パチョーリの個人授業を受けていたそうです。そのパチョーリが1494年、600頁に亙るスママ(数学大全)発刊。50年前にグーテンベルクが実用化した活版印刷により、またラテン語でなくイタリア語で書かれたため広く流布したといえます。

その中で簿記についての記述が30頁くらいあり、世界初の簿記書とされています。パチョーリが書いたのは、7世紀末から1000年以上続いた正式名称「最も高貴な共和国ヴェネツィア」で完成した簿記法です。

出資者からお金を集めて商品や船などを買い、それを記録する必要があった、元々はジェノバで簿記が発達したとのこと。



会計の勉強

林は言います。「ドライブを楽しもうと自動車教習所に行ったら車の作り方を延々と教えられた。これでは嫌になりますね〜。でも、会計教育では、それと同じことをしています。今日は作り方はすっ飛ばして、車はどんなモノで、どうやって運転するのかをやります」。

ここでパワーポイントの登場。動画です。アナログ人間の林にしては初めての挑戦で、度々笑いを誘います。

「私が3,000万円のマンションを持っています。では、私は3,000万円の資産家でしょうか。」

参加者からは「ローンがあるんじゃないか(笑)」と。

「はい、ご名答。2,000万円の借入金、即ち負債があれば、差引して純粋の資産は1,000万円。それで正解ですね〜。このように、資産があれば、その資産を所有するための資金は何処から出ているのかと考えるのが会計です。」

BS 貸借対照表

この資金の調達と運用(資産)を左右対照させたのが会計の基本の貸借対照表だと示します。

貸借対照表

マンション 3000万円	銀行ローン 2000万円
↑ 資金の運用	↑ 資金の調達
資金を借りた人が現に持っている資産=借方	私(事業)に資金を貸している人=貸方
・貸方(貸したお方)と借方(借りた側)を対照させるので貸借対照表(貸方・借方の用語は福澤諭吉案のようです) ・右と左がバランスするので、バランスシート(BS)	

さらにパワーポイントの動画で説明。そして「皆さんはジェノバの商人です。では紀元700年当時の記帳法を体験しましょう」と、簿記の実習を全員でしました。

🕒 時間が無い!

「予定より1時間遅れております(笑)」で始まった後半ですが、以下、さわりだけお伝えします。

・資産の種類

「会社には、建物の他にクルマ(会計では車両運搬具)、器具備品などの資産がありますね。これらは、お金が入用だからと建物の壁を削るなんて無理です。資金が固定化しているので固定資産とといいます。」

「それに対して、現金預金は足が生えたようにすぐ流れて無くなってしまいますね(涙)。現金預金に近いのは売上の掛代金の売掛金等々。流動資産とといいます。流動資産は、現預金と金庫周りにある資産です。」

・貸借対照表(BS)はAKB48?

「AKB48は、メンバーが沢山いて最初は誰が誰か分かりません。でも、一所懸命見ていると、それぞれ歌がうまい。しゃべくりがうまい。踊りが上手…と、段々と分かってきます。BSの色んな科目も、それと同じですよ〜」「では、歌で科目を覚えましょう。」

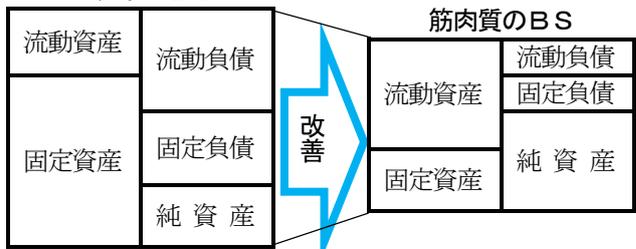
BS科目の歌	林幸 作詞 ルソー 作曲
む〜す〜んで ひら〜い〜て てをうって む〜 すんで	
げんきんよきんに うけとりてがた うりかけ ゆうか しょうひんよ	
現金預金 受取手形 売掛金 有価証券 商品	
ま〜た〜ひらいて てをうって そ〜の〜てを うえに〜	
かしつけみしゅうにたてものきかいしゃりょううんぱんびひん とち	
貸付金 未収金 建物 機械 車両運搬具 備品 土地	

40年近く母子寡婦福祉連合会で簿記講座を担当していた林幸が歌唱指導。全員で歌っていただきました。

🐱 メタボのBSの改善法

続いて、負債にもすぐ払わなくてはならない流動負債・長期的に支払ってゆく固定負債のあることの説明の後、メタボのBSと筋肉質のBSの解説がありました。「健全なBSは、全体に小さい。固定資産が少なく、純資産が多い。目指す方向性が筋肉質のBSだとわかってくださったらいいのです」。

メタボのBS



以上の他、「会計はダムである」「無駄」ではありません!、等々話が盛り沢山(過ぎでした)。

ここで、林が話した内容を少しだけ紹介します。

牛若丸と弁慶 会計実務の心得

「牛若丸と弁慶が大釜のご飯を糊にする競争をしました。弁慶は棍棒で掻き混ぜて見る見るご飯粒が潰れて行きます。牛若丸はかまぼこ板にご飯をとってへらでチマチマと潰して行きます。勝ったのは?」

「当然、牛若丸ですよ。では何故? 弁慶はいつまで経っても、粒が残って綺麗な糊にならない。牛若丸は完全に糊に仕上げることができました。」

「これが会計実務の神髄です。仮払金整理をうるさく言う会計担当者を疎ましく思うかもしれませんが、キッチリ整理することで、訳の分からない仮払金一回収できないので“かっぱらい金”の発生を防ぐことができます。会計の資産管理機能の一つです。」

坂本龍馬 1865年に亀山社中結成/日本初の株式会社

西洋で発生した資本主義が東へ西へ広がり、極東の日本で世界的体制となりました。1873年、福澤諭吉が簿記の紹介書「帳合之法」を出版。組織運営に欠かせない会計知識が日本にも是非とも必要だったのですね。

🍷 売上の意味

最後に、「売上(収益)」は、事業が提供した幸福・喜びであり、お客様から頂いた“ありがとう!”の総和なのです」と熱弁して終了しました。



経営倶楽部

第102回経営倶楽部 新春特別講演 平成31年2月9日

- 第1部 講師：元衆議院議員 くま田 あつし 様
- 第2部 講師：経済経営評論家 泉 和幸 先生

第1部 くま田あつし様から、国際交流・外国人材の受け入れ等を通じて見てきた日本の現状についてお話いただきました。第2部は、恒例の泉和幸先生による特別講演でしたが、先生は、前日からの発熱を押しご講演くださいました。以下では、第1部の講演の一部をお伝えし、また、第2部については、泉先生からご自身の生き様をご寄稿頂きましたので、掲載いたします。 (税理士 林竜弘)



第1部 「外国人材採用からみてきた

日本が置かれた現状

くま田 あつし 様



◆ 外国人材受け入れの現状
国際交流の活動を通じて、最近、外国人が日本で働いているのを見かける機会が増えましたが、「どうやったら採用することができるの?」、「どういうルートがあるの?」という相談を受けるようになりました。国会議員だった当時は、ベトナムともご縁があったことから、現在ではベトナムからの技能実習生や留学生の受入れに携わるようになりました。

◆ 主な外国人材の受け入れ制度

日本で働く外国人の在留資格には、三つの柱があります。まず、就労ビザが一つ目の大きな柱です。例えば建設関係の仕事でもCAD(設計)の技術を身につけている方、ホテルでは通訳業務ができる方に就労ビザが認定されます。4月からは「特定技能」という新たな在留資格も加わり、その業種範囲はさらに広がります。

二つ目は、技能実習生です。3~5年間日本に在留して働くことが認められています。先進国である日本で現場労働者として技術を身につけて3~5年後に自国に帰って自国の技術向上に貢献していただくという建前で、実質的に不足する労働力を補っているのが技能実習制度です。

三つ目が留学生です。日本に勉強に来た学生たちがコンビニや飲食店のホール係でアルバイトをしています。彼らは、あくまでも勉強のために来日しているので1週間の労働時間は原則28時間が上限です。

◆ 技能実習制度の現状とポイント

技能実習制度は、失踪が多いということが大きな課題として報道されています。現状は、右上表のとおり。

毎年約10万人の外国人を受け入れていますが、20

- 2016年上半期の新規入国者数51,100人
内訳：①ベトナム 約20,000人
②中国 約16,000人
③フィリピン 約5,000人 その他
- 日本国内の在留者数 約21万人(2016年6月末)

15年には5,800人余りが失踪しています。年間10万人が入国して6千人の失踪なので失踪率6%です。

これを高いとみるか低いとみるかは個々の判断に委ねるとして、ただ毎年6千人もの行方が分からなくなっているというのは治安の面からいっても不安だというお話を聞くことがよくあります。この失踪の現状については、日本側にも向こう側にも問題があります。

◆ 受け入れ側の問題

私が初めて直面したのは、外国人を受け入れていたある協同組合の事案です。その組合の理事長が自ら経営する縫製会社で、その組合を通じて雇い入れた実習生に、時給300円で残業をさせていたことが発覚しました。実習生には「日本は、サービス残業の国だから、残業代は出ないけど、うちの会社は1時間300円あげている。優しい社長だろ? 頑張って働きなさい」と説明していたそうです。

◆ 送り出し側の問題

ベトナムでは、ハノイだけでも200社くらいの送り出し会社があります。日本に来る子は、だいたい日本円にして100万円くらい送り出し機関に払っています。中には、中間搾取のひどい会社があるので、ちゃんと見極めて契約しないと、出国するときに沢山の借金をしてお金を払って日本にやって来るので、お金を稼ぐために失踪してしまうという現実が生まれます。

◆ 外国人材受け入れの今後

僕の皮膚感覚ですが、この2年でベトナムの環境は大きく変わりました。ベトナムでも3K職場は嫌う風潮が出てきている。今後、技能実習で介護も受け入れ



ることができるようになりましたが、日本が思っているほど簡単には、日本に来てくれないと感じています。フィリピンの場合、英語ができるので、わざわざ難しい日本語を勉強して日本に行かなくても、アメリカ、オセアニア、中東の金持ちの家とか、ヨーロッパとか言葉の壁がなくて働けるところがたくさんあります。

また、例えば、日本の介護施設が月給20万円出すとしたら、中国では日本より2割高い24万円で介護人

材を採用するようになっていきます。もう国際的な人材獲得競争の中で今の日本の経済力とか賃金水準では負け始めていると感じています。

さらに、東南アジアでも少子高齢化が始まっています。人口減少は、日本だけの課題ではなくなっています。介護に関しては、外国人を受け入れざるを得ないと思いますが、10年後、20年後の未来のために少子化対策に取り組んでいく必要があると思います。

第2部 「2019年の課題と展望」

～時代の流れに呑み込まれないための人生訓～

泉 和幸 先生

<以下は、泉先生のご寄稿です>

わが「塞翁が馬」



新聞記者が若者（泉先生）の憧れの的となった時代があった。

軍国少年が敗戦で一転、反米闘争や労働運動に、あるいは俄か民主教師に転じる者、怒涛の価値転換に振りまわされた中での、旧軍学校関係者は1割削減のGHQ通達も絡む（婦人欄、スポーツ欄の新設でデビューした専売制の）大変動の時代であった。滑り出しがこうした新興メディア「産経新聞」の、それも広島支局であったことが劇的であった。

「原爆許すまじ」の大合唱と、渡世人のヤクザとテキ屋の“仁義なき戦い”に加えて、最大の日本海軍の根拠地 呉鎮守府の建艦施設全般の国有財産処理。この三つが朝鮮動乱派遣国連軍の根拠基地 KURE を舞台に、異様な事件が相互に絡み合いつつ、報道第一線の新しい時代への夢をもたらししていた。

GHQ民生局の権勢でT子爵夫人を籠絡したケージス大佐の手による「大学法改正」で、憤懣の持って行き場のない若者（泉先生）は“報道”に依って立つ人生の指針を据える。

めくるめく事件、暗黙の中に進行する権力基盤の妖しい葛藤。朝鮮半島に続くメコン流域を主戦場とするベトナム戦争の序曲へ、軍都ヒロシマの敗戦処理のルツボで我武者羅な青春期を振り回されていく。

それまで、口にすることも憚っていたカネをめぐる剥き出しの欲望が、無償に近い魅力とともに国有財産処理へ突き進んだ。その裏技・表芸に蠢く“仁義な

き戦い”の血なまぐさい抗争劇を反復させ、日本再生に名を借りた財閥解体を好機とみた“新興資本の暗闘”は、正義漢気取りの若い記者（泉先生）をいつそう煽り続けた。

ヤクザの岡組、テキヤの村上組。その利権争奪の谷間で、米国製・ソ連製の抗争武器ビジネスを垣間見たことで、“客人”として拘留され（泉先生）、解雇寸前まで追い込まれるなど、波乱の波は絶えなかった。

戦艦大和の砲塔工場跡地（現在、ヤマト記念館用地）をめぐる日立製作所、淀川製鋼との資本対決。そこへ旧式の米軍機による韓国将校の“空の亡命事件”。戦艦「陸奥」の謎の沈没の真相。毒ガス島（大久野島）や江田島の海軍兵学校の変身は、広島高等師範学校、広島文理大学の閉鎖を上回る戦後処理の一環は、めくるめく事件の序曲であった。

先発紙に劣る新興紙での低所得は、「週間サンケイ」の原稿料依存の形となる一方で、広島支局から呉通信部への左遷が、これもその後の記者としての視野を独自のものとする踏み台となったことは、今にして言える「塞翁が馬」であろう。

記者生活20余年、本格的なモノ書きを志し、フリーとなって30年。この人生、世の木鐸たりえたかどうか。余命あらば、わが加齢終末へ挑みたい。家人こぞって老後を楽しむべく新しい目的制止を振り切る我儘を、天は如何に裁定するであろうか。



税制トピックス

平成31年度税制改正では、10月1日からの消費税引上げによる需要変動に対応するため、住宅や車両取得への支援策が講じられています。また、デフレ脱却と経済再生を支援するため研究開発税制の見直しが行われるほか、個人事業者の事業承継を促進するための個人版事業承継税制が創設されます。その他、民法の改正に伴うものなど、今回の税制改正のうち重要な項目について記載します。(税理士・CFP 小林 匠)



◆◆◆◆ 所得 税 ◆◆◆◆

□ 住宅ローン控除の拡充

住宅ローン控除制度は消費税率の2%引上げによる負担増加に着目して、消費税率10%が適用される住宅取得等について控除期間が3年延長(現行10年→13年)されます。1年目から10年目までの控除額はこれまでと同様に借入金年末残高の1%が限度ですが、11年目以降の3年間については建物購入価格の2%を上限として控除が拡充されます。令和元年10月1日から令和2年12月31日までに居住する場合に適用されます。



□ ふるさと納税制度の見直し

過度な返礼品を送付し、制度の趣旨を歪めているような地方自治体については、ふるさと納税の対象外にすることができるよう、制度の見直しが行われました。また、返礼品は地場産品とし、返礼割合を3割以下とすること等の要件が定められ、令和元年6月1日以後に支出された寄附金について適用されます。

□ 確定申告書添付書類等の簡素化

平成31年4月1日以後に提出する確定申告書等では給与所得の源泉徴収票・特定口座年間取引報告書等の一定書類は添付や提示を要しないことになります。

◆◆◆◆ 相続 税 ・ 贈与 税 ◆◆◆◆

□ 個人事業者の事業承継税制の創設

個人事業者の事業承継税制が10年間の時限措置として創設されました(特定事業用小規模宅地の特例との選択適用)。一定の相続人(または受贈者)が受け継いだ事業用の土地・建物・機械等について事業を継続していく場合には、担保の提供を条件として対象資産の課税価格に対応する相続税・贈与税が全額納税猶予されます。承継計画を都道府県知事が確認するなど、法人の事業承継税制に準じた事業継続要件等により制度の適正性が確保される予定です。平成31年1月1日から令和10年12月31日までの相続・贈与に適用されます。なお、対象から不動産貸付事業は除かれています。

□ 特定事業用小規模宅地の特例

被相続人が生前に事業に供していた建物の敷地については、財産評価を行う際に特例により400㎡までを80%評価減できますが、対象となる敷地から相続開始前3年以内に事業供用された宅地等が除外されることになります。なお、宅地上に宅地等の相続税評価額の15%以上の価額の事業用減価償却資産がある場合と平成31年3月31日以前から事業供用されている宅地等は相続開始前3年以内に事業供用された場合でも従前どおり特例により評価減されます。

◆◆◆◆ 法 人 税 ◆◆◆◆

□ 研究開発税制の見直し

法人の試験研究費は一定割合がその法人の法人税相当額の25%を上限として税額控除できますが、増加インセンティブ強化の観点から控除割合を見直すとともに、ベンチャー企業等の控除上限が法人税額の40%に引き上げられます(総額型)。



法人に国の試験研究機関等に支出した試験研究費がある場合には、総額型に上乘せして一定割合がその法人の法人税相当額の5%を上限として税額控除できますが、上限が10%に引き上げられるほか、民間企業への委託研究等も試験研究費に追加されます(オープンバージョン型)。

□ 中小企業者等の軽減税率の延長

法人税の軽減税率の特例(所得800万円以下の税率を19%から15%に軽減)の適用期限が2年間延長され、令和3年3月31日までに開始した事業年度について適用されます。法人税率は以下のとおりです。

区 分	事 業 年 度		
	H30.3.31 以前開始	H30.4.1 以後開始	
中小法人以外(資本金1億円超)	23.4%	23.2%	
中 小 法 人	年800万超	23.4%	23.2%
	年800万以下	15.0%	15.0%



□ 賃上・生産性向上のための税制(平成30年度改正)

「所得拡大促進税制」が改正され、平成30年4月以降に開始した事業年度では「賃上げ・生産性向上のための税制」となりました。従業員等に支給した給与総額の基準年度との比較はなくなり、従業員等一人あたりの平均給与等支給額の前年度からの増加額が比較対象となりました。また、大企業では要件に設備投資額が加わりましたが、中小企業者等では控除割合が上乘せされました。以下、前号シエアリングレターより中小企業者等に関する記事を再掲します。

・中小企業者等 (大企業以外の法人)

次の①の要件を満たせば給与等支給増加額の15%を法人税額から控除、さらに②及び③の要件を満たせば10%上乘せされ、25%の税額控除ができます。

① 平均給与等支給額が前年度比1.5%以上増加	15%
以下の②及び③の要件を満たす場合	
② 平均給与等支給額が前年度比2.5%以上の増加	25%
③ 次の④または⑤のいずれかの要件を満たす場合	
④ 当期教育訓練費が前期の10%以上増加 ⑤ 事業年度終了日までに経営力向上計画の認定を受け、計画に従って実施されたとの証明	

また、平均給与等支給額の算定対象となる従業員は前期から当期の全期間に雇用保険の一般被保険者であること等に変更されています。

◇◆◆◆◆ その他 ◆◆◆◆◆

□ 車体課税の見直し

自動車重量税のエコカー減税について、1回目車検時の軽減割合等の見直し及び2回目車検時の免税対象を電気自動車等やプラグインハイブリッド車等に重点化が行われ、適用期限が2年延長されます。

□ 民法改正に関連した項目

成年年齢が18歳となったことにより、非課税口座(NISA口座)開設の年齢要件はその年の1月1日において18歳以上(現行20歳以上)へ、未成年者口座(ジュニアNISA口座)開設の年齢要件がその年の1月1日において18歳未満へ引き下げられます。令和5年1月1日以後に設けられる非課税口座・未成年者口座について適用されます。



また、相続時精算課税制度等での受贈者の年齢要件についても18歳以上に引き下げられます。

民法改正により相続の後、被相続人の配偶者が居住する建物について終身または一定期間、配偶者に使用を認める法定の権利が新設されることから、税法においても配偶者が居住する建物と土地について配偶者居住権および居住建物敷地利用権の評価が行われることとなります。

その他、遺留分や寄与分の額の改正も行われます。



労働基準法の改正

年次有給休暇の取得促進が課題となっていることから労働基準法が改正され、2019年4月から、年10日以上年次有給休暇が付与される労働者(管理監督者を含む)に対して年次有給休暇の日数のうち、年5日については、使用者が時季を指定して取得させることが義務付けられました。

違反した場合は、30万円以下の罰金等が科されることがありますので注意が必要です。

☞ **対象者** 年次有給休暇が10日以上付与される労働者が対象です。既に5日以上年次有給休暇を請求・取得している労働者は対象外です。

☞ **年5日の時季指定義務** 年次有給休暇を付与した日(基準日)から1年以内に5日について、取得時季を指定して年次有給休暇を取得させなければなりません。

『2019年4月から「年5日の年次有給休暇の取得」が義務化』

☞ **時季指定の方法** 労働者の意見を聴取し、できる限り労働者の希望に沿った取得時季になるよう、聴取した意見を尊重するよう努めなければなりません。

☞ **年次有給休暇管理簿** 労働者ごとに年次有給休暇管理簿を作成し、3年間保存しなければなりません。

☞ **就業規則への規定** 休暇に関する事項は就業規則の絶対的記載事項(労働基準法第89条)であるため、使用者による年次有給休暇の時季指定を実施する場合は、時季指定の対象となる労働者の範囲及び時季指定の方法等について就業規則に記載しなければなりません。

☞ **時季指定権とは**、労働者が年次有給休暇を取得する時季を決められる権利のことです。(河崎千恵子)



事業承継税制

平成30年度税制改正で、事業承継税制の特例が創設され、その利用が増えています。資本金が1000万円でも過去の利益の蓄積や土地の含み益で、株価が1億円を超えることも珍しくありません。私どもの事務所では、この事業承継税制の特例を使ったご提案をさせて頂いています。以下、できるだけ要約してご説明いたしますが、詳しくは10月19日(土)開催の第104回経営倶楽部でも解説致しますので、よろしければご出席ください。(税理士・中小企業診断士 前田 有太可)



1 自社株式1億円を贈与したら？

中小企業において、親から子へ自社の経営権を承継させるには、自社の株式を承継させる必要があります。株式を親から子へ渡すと贈与税がかかります。どれくらいになるか「暦年贈与課税制度」で一括贈与すると、贈与税額は、次のように4,799万円となります。

課税価格 = 1億円 - 基礎控除 110万円 = 9890万円

贈与税額 = 9890万円 × 税率 55% - 640万円 = 4799万円

上場株式と違って自社株式は、株式市場で売って現金に換えられるわけではありませんから、おいそれと払える金額ではありません。

また、「相続時精算課税制度」を利用した贈与を行うと、課税価格は7,500万円(1億円 - 特別控除2,500万円)となり、税率20%となりますので、贈与税額は1,500万円となります。暦年贈与に比べれば低いのですが、それでも結構な金額です。

この相続時精算課税制度は、過去に贈与された株式を相続財産に加算して相続税を計算し、既に納付した贈与税相当額を控除して精算するというものです。精算課税での贈与税は相続税の前払いとも言えるもので、贈与税だけを見て単純に精算課税制度の方が得だとは言えません。

2 毎年株式を贈与したら・・・

1 は一括して贈与する場合でしたが、贈与税の非課税枠110万円内で、毎年贈与していけばどうなるでしょう？ 1億円 ÷ 110万円 = 91年かかりますから、非現実的な年数です。贈与税率が10%でおさまる300万円を毎年贈与すると、1億円 ÷ 300万円 = 34年かかります。贈与税は(300万円 - 基礎控除110万円) × 税率10% = 税額19万円。これを34倍すると贈与税646万円になります。税額は1 に比べ少なくなりますが年数はかかりますね。

3 自社株式1億円を相続したら？

株主である父親に相続が発生したら、子は株式のみを相続するのではなく、自宅や預金なども相続するこ

とになります。それらを合わせて相続税を計算する必要があります。

例えば、自宅が5千万円、預金が3千万円、自社株式が1億円で、母親が自宅を相続し、預金は相続人で3等分し、自社株式は長男が相続するとします。

(単位：千円)

	合計	配偶者	長男	次男
自宅 建物	10,000	10,000		
自宅 土地	40,000	40,000		
小規模宅地特例	△32,000	△32,000		
預金	30,000	10,000	10,000	10,000
自社株式	100,000		100,000	
課税価格 計	148,000	28,000	110,000	10,000
基礎控除	48,000			
課税遺産総額	100,000			
法定相続分	100,000	50,000	25,000	25,000
税額	14,500	8,000	3,250	3,250
あんぶん割合	100%	19%	74%	7%
算出税額	14,500	2,755	10,730	1,015
配偶者税額軽減	2,755	2,755		
納付税額	11,745	0	10,730	1,015

自社株式を相続する長男は、1,073万円の相続税を負担することになり、相続した預金をすべて吐き出さないと納税できなくなります。それでも、1 の一括贈与に比べれば税金は少なくてすみます。

4 事業承継税制(特例)を検討してみる

さて、自社株式にかかる贈与税、相続税が事業承継のネックになっており、それが中小企業の廃業の増加につながっていると政府は考え、これまで事業承継税制(一般)を整備してきましたが、制限や要件のハードルが高く、なかなか利用が進みませんでした。そこで、平成30年度の税制改正で、事業承継税制の特例が創設され、大幅に利用しやすくなりました。

(1) どんな制度？

贈与の場合ですと、一定の手続きをすれば、現経営者(先代)から後継者(子)に贈与した自社株式の贈与税が猶予されます。先代が亡くなればその贈与税が免除され、相続税に切り替わります。後継者が経営を継続し



ていれば、その相続税が猶予され、三代目に自社株を贈与、もしくは後継者が亡くなれば、先代の相続税が免除されるというものです。

手続きの流れを説明しますと、次の通りです。

- ① 2023年3月31日までに「特例承継計画」を都道府県知事に提出、確認を受ける
- ② 2028年12月31日までに、現経営者が代表を後継者に譲り、株式を一括贈与する
- ③ 後継者は贈与時点で役員就任期間が3年間必要
- ④ 経営承継円滑化法の「認定申請書」を贈与の翌年の1月15日までに都道府県知事に申請し、認定を受ける
- ⑤ その認定書を添付して、税務署に贈与税の納税猶予の申告を行う。自社株式を納税猶予の担保に提供する
- ⑥ 贈与税申告期限の1年後から5年間、毎年6月15日までに都道府県に「年次報告書」を提出、8月15日までに税務署に「継続届出書」を提出する
- ⑦ 5年経過後は、3年に一度「継続届出書」を提出する
- ⑧ 先代経営者が死亡した場合、贈与税の免除申請を行うと免除され、贈与した自社株式はみなし相続財産となるため切替確認を行い相続税の納税猶予を受ける

(2) 入口の要件

この制度を適用するにあたっては、以下のすべての要件に該当する必要があります。

A.適用する会社

- ① 中小企業基本法上の中小企業者であること

業種	資本金上限	従業員数上限
製造業他	3億円	300人
卸売業	1億円	100人
小売業	5千万円	50人
サービス業	5千万円	100人

- ② 上場企業・風俗営業でない ③ 資産管理会社でない
 ④ 常時使用従業員が1名以上（親族可、役員不可、社会保険被保険者）

B.先代経営者

- ① 会社の代表権を有していたこと
- ② 贈与までに代表者を退任すること
- ③ 贈与者とその同族関係者で50%超の議決権を有し、かつ後継者を除きで最多の議決権を有していたこと
- ④ 60歳以上（相続時精算課税を利用する場合）

C.後継者（贈与時において）

- ① 会社の代表権を有すること
- ② 18歳以上、役員就任後3年以上経過していること

- ③ 贈与後、後継者と後継者の同族関係者が50%超の決権を保有し、後継者が筆頭株主であること。

(3) 主な継続要件

贈与税の申告期限から5年間とそれ以降では、以下に該当すると認定が取り消しになります。

	認定取消事由	5年間	5年経過後
従業員数	5年間平均従業員数が承継時の従業員数の80%を下回った	実質撤廃	
	資産管理会社に該当した場合	×	×
代表権等	後継者が代表者を退任した	×	可
	後継者が対象株式の全部または一部を譲渡した	×	△
	後継者が同族関係者と合わせて50%超の議決権を有さなくなった	×	可
	後継者が同族関係者内で筆頭株主でなくなった	×	可
	対象株式の議決権に制限が加えられた	×	可
手続	先代経営者が再び代表権を有することとなった	×	可
	年次報告書や継続届出書提出を失念した、もしくは虚偽の報告等をした	×	×
会社	総収入額(売上高)が0円となった	×	×
	中小企業者でなくなった	可	可
	上場企業になった	×	可
	会社分割をした	×	△
	合併により消滅した	×	△
	会社を解散した	×	△

(4) リスク

上の要件を維持できず認定取り消しになると、猶予税額と猶予期間の利子税を納付する必要があります。

仮に、先代経営者が60歳で自社株式を贈与して、90歳で死亡するとした場合、30年間この制度の適用を維持しなければなりません。専門家に依頼することが多いでしょうから、そのコストもかかります。

また、株式を後継者に一括贈与する場合、他の相続人の遺留分を侵害する恐れがあり、その対策を講じる必要が出てくる可能性があります。

さらに、制度利用にあたり以下の制限もあります。

- ① 代表権を維持したままで後継者への株式移転は不可
- ② 黄金株（拒否権付株式）を使う経営の見守りは不可
- ③ 長期間にわたる暦年贈与による移転との両立困難

(5) こんな方は特例の検討を

以下の全てに該当すれば、特例適用を検討すべきです。

1	4年以内に事業承継計画を立てられる＝後継者を決定できる	2023年3月31日までに特例承継計画を提出し、認定を受ける
2	9年以内に事業承継を実行できる＝株を移転して代表権を渡せる	2028年12月31日までの贈与・相続が特例対象
3	自社株評価額が1億円を超える	費用対効果
4	後継者が20歳以上である	年齢要件（贈与の場合）
5	経営者が60歳以上である	精算課税利用贈与の場合

Key for Success 第31回KS経営研究会

KS経営研究会は、「開業支援講座」「よくわかる！経営基礎講座」(講師林光行・幸)修了生で構成されている会です。情報交換や発表会を通して会員同士の切磋琢磨を図り、ビジネス拡大、交流の機会を持つことを目的としています。



今回の発表は華の4期生「トミー」こと富田修さんです。KS経営研究会の発起人かつ初代会長でもあります。67歳でカラオケ店「TOMY」を始めた勇気に感動しました。開業されて今年で10周年。ご活躍の裏に、様々な苦労があったことにびっくり。飾らず自然体でお話された様子を、ご本人の経歴・失敗談から、私なりに感じた内容をまとめました。(37期生 社会保険労務士/上野 わたる)

★ ☆営業経験から得た気骨精神 ☆ ★

55歳で、早期退職。それまで石油会社で働いていたトミーさん。出向先のガソリンスタンドでは、立ち寄る車が100台来れば、100回の声掛けをするトミーさん。お客様からは「そんなものいらないよ」と相手にされないことも。沢山のお客様と接して、現場の苦労を肌で感じながら仕事を続けていました。当時から「CS(顧客満足)をいかに満たせるか」が企業の課題。しかし、現場を経験する中で、トミーさんはお客様を満足させることよりも、まずはES(従業員満足)が必要だと気が付いたそうです。



私(上野)も、個人・法人向けに自動販売機設置の開拓をしていたので、新規のお客様相手にモノを提供する現場の難しさはすごくわかります。でも、そんな経験のお蔭で、どれほど断られてもあきらめない精神が身に付いたのかもしれない。

☆ ★ 退職から学んだ失敗談 ☆ ★

57歳で開業支援講座を受講した折、「アルコールで走る車！」を実証した方がおり、「これは気になる！」と思っていたところ、縁があって働くことになりました。

当時、アルコールはガソリンとは違って税金のかからないこともあり、ガソリン価格が100円に対し、アルコール燃料は70~80円とリーズナブルな価格。画期的代替品に心躍ったそうです。しかし、大手の石油業界団体からの根強い反発によって法律が変えられ、アルコールもガソリン同様税金の対象となりました。結果、競争優位性を失い太刀打ちできなくなりました。

その後、知り合いの紹介によりネットワークビジネス業界に関わることに。しかし、お客様にサービスを提供して満足いただくのではなく、信用を糧に周囲の人を巻き込んで、ネットワークの会員が喜ぶために商売をするという活動だと気が付いたそうです。

また、新聞広告で「老人福祉施設等に歯科医を派遣させ、現場で治療します！」と謳う社会的に有意義な活動を知ります。魅了され「つきましては投資額〇〇円」ということで300万円ほどを投資。しかし半年ほど後に突然の倒産宣言。「社会的に有意義に見える宣伝には<裏>がある」と、身を持って学んだそうです。

☆ ★ 式が変わらねば答えは変わらない ☆ ★

64歳で駐車場の警備をしていた頃、ご自身のこれまでの様々な経験から、ある想いが芽生えたようです。

順当に75歳まで働く選択肢もあったのですが、「今までと同じ習慣や環境に身を投じると、同じ結果になる」「違う結果を得たかったら、今までと違うことをする必要がある」「式を変えるなら早い方がいい」。

ならば「身近にできる商売から始めてみよう」と思い、67歳で♪カラオケライブハウスTOMY♪を開店。

「式が変わらねば答えは変わらない」と、それまでの遊びごとを、全てやめたそうです。全面改装や最新機器を導入したりと、76歳にしてなお、意欲満々なトミーさんのお店は、阪急電車宝塚線、庄内駅のすぐ近く。自分一人が歌い、まるでプロの歌手になった気分になれる♪ワンマンショー仕立てのサービスを提供されています。また、沖縄民謡三線ライブも開催されています。

発表の冒頭で、トミーさんは「今があるのは過去があるから」「僕の(失敗)経験を赤裸々に語ります」と宣言され、そのとおり、正直に話してくださいました。

その中で、何より私が驚いたのは、67歳で「今までのやり方を変えて」、そして「実行した」ことです。

私も、今の環境に妥協せず、変化を楽しめる人になります。ありがとうございました。

TOMY (トミー)
豊中市庄内西町3-7-46
06-6334-7592





経営基礎講座 第32回KS経営研究会&20周年記念式典

2月24日の発表は、37期生の“わたるくん”こと上野渉さんです。当日は経営基礎講座20周年ということもあり、会場はぎゅうぎゅうの目白押し。「ビリケンさん」そっくりな上野さんによる、30歳若さたっぷり、御利益たっぷり(?)の発表です。(砂川 奈津美)

★ ★ 社労士になる原動力は、最初の職場 ★ ★

上野さんの大学卒業当時は、就職氷河期の真っ只中。苦労の末に入社したのは、某老舗飲料水メーカーでした。待っていたのは、来る日も来る日もトラックで自販機を回り、商品を補充する日々。あまりの超過勤務で周囲が体を壊していく中、ついに、会社に労働基準監督署からの指導が入りました。「一番腹が立ったのは、是正勧告で勤務時間が適正化されても、売り上げが落ちなかったことです。あの、残業はなんやったんや〜と!」。しかし、業界の競争激化で会社の労働環境は元の木阿弥。上野さんは退職の決意をします。

「あんたはのんびり屋さんなんやから、勤め人は向かん。資格をとり〜と」、行政書士のお母様の勧めもあり、上野さんは「多くの会社と繋がりたい」と思い、労務管理のプロである「社会保険労務士」を目指すことに。そこには、「皆が健康で働ける職場を作りたい!」「その手伝いをしたい!」という、前職の経験から生まれた強い想いがありました。1日10時間の猛勉強!半年後に一発合格。念願の社会保険労務士の登録をされました。

☆ ★ 誰のために仕事をするのか? ☆ ★

初めての仕事は、ある美容院の「未払残業代の問題を解決してほしい」という依頼でした。上野さんは早速その美容院へ向かい、社長のお話を伺いながら、粛々と仕事を進めました。残業代の再計算も無事に終わり、「我ながらきっちり仕事ができた…」と思ったそうです。しかし、社長と従業員との溝はそのまま。実のところ、問題はもっと根深いものでした。「社長の話ばかり、一方的に聞いて話を進めてしまった…」と反省した上野さんは、改めて双方の間に入り、問題を丹念にあぶり出し、解決していきました。

「誰のために仕事をするのか?」もちろん、仕事は社長からの依頼なのですが、会社は社員があつてこそ。

「社長と社員、双方が幸せになるために自分は仕事をしよう!」と改めて決意。同じ頃、「経営基礎講座」を受講。そこでも「あなたは何業ですか?」という光行さんからの問いに真剣に向き合い、自分の仕事の軸を確立していきました。

★ ★ そもそも社労士って、なにをするの? ★ ★

発表の後半は、開業してまだ数年の上野さんの一番の課題、「どうすればお客様を増やせるか」を、グループに分かれてディスカッションしました。その発表で驚いたのが、「そもそも、社労士さんが何をやるかわからない…」という声が多かったこと。統計によると、中小企業の関与率は、税理士が9割に対して、社労士はまだ5割弱。「それならどんどんSNSで営業を」とも考えますが、「実際の人となりを知らないと頼めない」という声もありました。先輩たちからは、(いつも以上に)辛口の意見が出ましたが、それも「まだまだ伸びしろがある」という熱い期待と激励!と感じました。(ちなみに、後日上野さんに好印象を持った参加者から早速依頼があったそうです。)

☆ ★ 祝・経営基礎講座20周年 ☆ ★

終了後は、会場を移して「経営基礎講座20周年記念式典」が行われました。懐かしいメンバーとの再会もあり、皆さん終電間際まで話が尽きませんでした。しゃれた景品のビンゴゲームや花束贈呈など、準備して下さった発起人の泉谷さん、そして役員の皆さんに感謝。次は30周年。光行さん、幸さん、それまで夫婦漫才(?)ならぬ、

「経営基礎講座」、ず〜と変わらず続けてくださいね〜。



【第40期 よくわかる!経営基礎講座】 於:Aワーク創造館 <http://www.adash.or.jp/>
 ☆「事業構想編」令和元年6月18日~7月16日18:30~21:00 毎火曜日全5回(受講料26,460円教材費込)
 ☆「事業計画編」令和元年7月30日~8月27日18:30~21:00 毎火曜日全4回(受講料21,600円教材費込)



読者の皆様からのお便り

いつも林光行さまの素敵な言辞が表紙に載っている刊行物を読ませて頂いております。子どもの頃から愛国心をバックボーンとして生きて来た小生も、来年卒寿を迎えます。資本主義と民主主義の今後についてこのままで良いのかとイライラしている今日です。

四方 修 事務所 四方 修 様

林所長の巻頭文「働くことは生きること」に続き、交流「たんぼぼ福祉会」の活動記事を拝読し、54号の「子供食堂」の記事を想起しました。競争と勝ち負けが前面に、格差社会が拡大し、寛容さや博愛を欠く社会の中で見失いがちな、社会的弱者と云われる人々の世界の一端を理解し、勉強させていただきました。

脳科学の進歩で、見た目では分かりづらいこともある発達障害問題は、周囲から誤解を受け、孤立や自尊心の低下を招く二次障害を生じる危険もあり周囲の理解や支援の重要性を痛感しました。

上記以外の記事も興味深く拝読、種々の意見や情報をいただき、重ねてお礼申し上げます。

和歌山市 元毎日放送株 三原 嘉久 様

巻頭言の「働くことは生きること」全く同感です。紙面のA子さん、理事長様はじめ職員の皆様との出会い、そしてA子さんの努力が相俟って実現したものと思います。私の四十数年の職業生活をふり返ってみても、まさに多くの人との出会いが「働くことは生きること」につながったように思えます。

創立四十年おめでとう存じます。光行様、幸様をはじめとして、事務所の皆様方のご努力の賜物と存じます。

今後ともますますのご発展をお祈り申し上げます。

川西市 林 煥 様

シェアリングレター巻頭で林所長より、生きる意味合いと力を賜り、そして編集記事により、私が抱える課題解決のヒントを提供して頂き大変感謝しています。

実は、創業以来共に歩んできた顧問先企業が躓きかけ、2ヶ月ほどその原因究明と対策に追われていました。久しぶりに、ROEをベースに詳細な経営分析などにより躓きの実態解明に取り組みましたが、解明の糸口は、55号でご示唆いただきました固定費の時系列変動分析、分配率変動分析など固定費の変動に焦点あてることにより全体像を捉えることができました。

MGで教わった固定費はパワーの源泉でもあるが、冗費にもなるという金言を正に実感いたしました。

しばらくは、のんびり休憩でもしようかなと思っておりましたが、林所長の「働けることは幸せなこと、気概をもって働け、「働くことは生きること」」のお言葉に背筋が伸びました。ありがとうございました。

プロンプトII 久保 量則 様

いつも色々な活動が盛り込まれていて、ただただすごいという一言につきます。力量ある方々の協力によってなるものですから立派なものに仕上がっています。

貴事務所も創立40周年をお迎えになることとの由、お目出とうございます。一口に40年といっても人の半生に値する尊い月日です。今後ともますます御発展を心から願います。感謝です。

税理士 吉田 久寛 様

いつも「シェアリングレター」をお送り頂き、ありがとうございます。先生のお名前を拝見しますと守口市の保育園整理の頃を思い出します。レターの内容は政治のことなどもあり、刺激を受けます。

これからもお健やかにご活動いただきますように。

奈良市 平井 タカネ 様

20年前の林光行事務所との出会いは、ファーストネームで呼び合うファミリー志向型事務所との印象でしたが、社会福祉法人会計基準導入時の2000年以降は、この会計基準を現場に定着させようとひた向きに努力される事務所に変貌。正に脱帽。

実務出版 株式会社 池内 淳夫 様

光行先生・ゆき先生をはじめスタッフの皆様にも公私ともにお世話になり、感謝しております。

2017年秋からは1階に事務所をかまわせていただくこととなり、温かく迎えていただきましたことも有難く思います。



株式会社 リビング・ラボ 大島 愛子 様

シェアリングレターをいつも読ませて頂いております。林事務所のポリシー、感じる所、いつもドキドキワクワクします。これからも皆様の活躍楽しみです。

社会福祉法人 路交館 太田 友子 様

何も解からないまま、会社を作り、今まで続けてこられたのは、光行先生、幸先生の指導と温かく見守って下さった皆様のお陰と感謝しております。

コミュニティハウス・夢 加藤 福子 様

❁平成元年から17年間、医療機器販売業の経理を見て頂いた。「バシヤール」という、へんてこりんな本を光行先生と、へんてこりんな私が共に読んでおり、それまでの経理事務所を突然解約した後、ワクワク感を味わい続けた。経営倶楽部主催の講演会には選り好みしながら、参加させて頂いている。

すばらし事務所 川村 隆夫 様

❁光行先生に憧れ、この仕事を志し、幸先生に先鞭をつけて頂き、この仕事に就くことが叶いました。いつまでも皆さまの憧れの旗印であられることを祈念します。

公認会計士・税理士 釜中 利仁 様

❁林事務所は人望ある光行さんと、温かいお人柄の幸さんを中心に、才能豊かな社員の方々と共に築き上げてこられたのだと尊敬しております。林事務所ご一行様が祝島ツアーに来て下さったことは、私にとって思えば深く、大きな誇りです。

元中学校教師 岸本 智恵美 様

❁林事務所さんの思い出は、ベネッセコーポレーションの簿記講座の執筆、監修をしていただいたことです。丁寧な仕事をしていただき、今でも感謝しています。

株式会社コズモワールド 木田 拓雄 様

❁大阪府社協で毎年開催する経営改善基礎講座で、光行先生・幸先生が惜しみなく示してくださるのは、経営のヒントだけでなく、生きていくことのヒントです。それが多くの受講生の心に響くのだと思います。

大阪府社会福祉協議会 工藤 浩子 様

❁大学同窓のゆきさんに誘われ、主人とともに原発の有無に揺れる祝島への社員旅行にお伴しました。島の人々のふれあいの中で、スタッフの皆様の優しさと日頃の頼りがいある仕事ぶりに触れることができました。

グローバルとよなか 見満 紀子 様

❁私は2015年に京大を定年退職し、信州・松本で仙人になろうとしています。しかし、フクシマ事故が一向に収束せず、当面は慌しい毎日を過しそうです。

元京都大学助教 小出 裕章 様

❁シェアリングレターにてご活躍ぶりを楽しみ拝見しております。私にとって林事務所は社会に出て初めての会社でした。ゆきさんに簿記、前田さんに事務仕事やPCを教えて頂きました。辞めてからも、経理に関わ

る仕事をしているのは、林事務所での経験のお陰だと、とても感謝しております。



読者の皆様からのお便り



私は今、愛知県で主人の会社を手伝っています。機会があればぜひお会いしたいです。

林事務所元職員 榊原 光代 様

❁林先生方との出会いは19年前の開業支援講座です。当時の私は、会計の講義もあまり理解できてない状態。このままでは幸せのための開業にならないことがよくわかり、まずは、一人前の会社員になろうと決意。不幸になる開業をせずにすみしました。今となっては、幸せのための人生の開業支援だったと心から感謝しています。

A' 経営基礎講座修了生 笹島 尚子 様

❁東芝後藤氏の紹介でお付き合いが始まりました。頼りない私を世間に出しても恥しくない？位には教育頂きました。学芸会の様な20周年…もうそんなに経ったのか？そんな思いでいます。これからもズーッと人生の師であります様、願っています。

株式会社 東興社 塩見 敏彦 様

❁前田さんご夫妻にいつも大変お世話になっております。何の知識もない私たちにいつも丁寧に対応していただき、本当に感謝しております。

島田動物病院 島田 賢司 様

❁A' ワーク創造館時代から光行先生幸先生に大変お世話になっています。キャリアブリッジも顧問になって頂いてから何とか経営が軌道に乗ってまいりました。

一般社団法人 キャリアブリッジ 白砂 明子 様

❁林事務所のみなさまは、まるで「一つの家族」のようだなあと、いつもそういう思いを抱きます。それはきっと、みなさまの言葉や行動、全ての根底に「お互いを思いやる気持ち」や「おおらかさ」が流れていることを感じるからだろうと。居心地のとても良い場所です。

公認会計士・税理士 新免 康子 様

❁四天王寺夕陽丘から谷町九丁目に向かう時に、林事務所の窓を見ると、年中無休かなと思うくらい明りが灯っています。その度に何だか安心する私があります。

ANA修了生 高田 訓子 様

❁大阪府社協の研修に参加させて頂き、林光行様と出会い、「経営」という部分を大きく意識させて頂くことが出来ました。以降、当法人の会計面をみて頂き、様々なアドバイスを頂いています。

社会福祉法人 堺あけぼの福祉会 但馬 秀樹 様



読者の皆様からのお便り

☘ 林事務所へTelしますと、明るく元気な声で、そして丁寧に対応して下さい、私もそのような電話の対応を心がけるようになりました。感謝と信頼を込めて。

セラヴィ 次田 路代 様

☘ 全国社会福祉法人経営者協議会の幹事としての確に御指導、御助言をいただいていた事がとても印象に残っています。研修会やセミナーで、単に会社の問題だけではなく、法人のあるべき姿、進むべき方向についても大きな示唆をいただきました。40周年か、なるほど、納得です。

社会福祉法人 宝山寺福祉事業団 辻村 泰範 様

☘ 退職して20年たちますが、林事務所教えて頂いたことは今も私を支え続けてくれています。林事務所のますますのご活躍をこれからも楽しみにしています。

林事務所元職員 土戸 優子 様

☘ 林先生との出会いは2009年春、鈴鹿市の松永先生のご紹介でした。その後、NPO法人聖公会生野センターはじめ、林先生ご夫妻や皆様に大変お世話になり、良き出会いに感謝しております。いつまでもお元気で～

社会福祉法人 博愛社 長野 泰信 様

☘ 両手に長女さん次女さん、背中に長男さんを背負い、一家5人で猪名川の家にみえて独立のお話を聞いたのが昨日のここのようです。主人は、頂くシェアリングレターを撫でながら象さんのような目で読んでいました。とても幸せな時間だったと思います。「僕の青春は林と日本通運だ」が口癖でした。20年しか知らずに逝きましたが、きっと大きな拍手をしていることと思います。

中村弘毅先生ご令室 中村 光世 様

☘ 林先生には大変お世話になっております。独立当初、顧問先がない時に監査（補助）業務を紹介頂いて本当に助かりました。その後総福研にもお誘い頂き、感謝に耐えません。20周年記念の時に頂いた名前入りのボールペンは今も大切に使っています。

公認会計士・税理士 中本 行則 様

☘ もう40年になられるんですね?! 20周年と30周年は出席させていただきました。スタッフの皆様の仲の良いことに、いつも感服しています。50周年に向けてがんばって下さい。

大阪早稲田倶楽部 西村 千穂 様

☘ 事務所創立40周年、誠にありがとうございます。38年前に林先生に助けられ、以後、長きにわたり経営をご教示いただき、弊社の企業価値を高めるための足元を固めることができました。弊社が今日あるのは、真に、林先生のおかげであると、大変感謝しております。

日本セイフティー 株式会社 西田 弘 様

☘ 弊社は設立当時より前田先生と青木さんに大変お世話になっております。前田先生は、「節税」のアイデアを相談するときに、いつも安易に「うん」とおっしゃらず、なんかあるんちゃうかといつも身構えて聞いていらっしゃる姿が印象的です。青木さんはいつも爆笑してはるので、「うちに笑いに来てるんちゃうか? 入場料取らなあかん」という声が上がっておりますが、いつもお電話で細かい質問をしてもイヤな顔ひとつせず対応してくださり、とても助かっております。

株式会社 L.B.C 総合事務所 兵後 直樹 様

☘ 光行さんから「松井、セミナー受けへんか」「うん、ええよ、えっ! 3日も!」 有意義な3日間でした。「ゆりかご」。時折り思い出し、懐かしんでおります。

群芳 松井 佐知子 様

☘ 林光行事務所。ビル名は歴史に記された「サンセットヒル」。事務所は歴史を紡いで「サンシャインヒル」。まばゆい輝きは「光幸フィロソフィ」をスタッフ全員で共有されているからですね。



元大阪府立高津高等学校校長 南 嘉浩 様

☘ 光行先生に2000年の社会福祉基礎構造改革に先立ち“経営”の基礎を御教示頂いたときからのおつきあいですが、いつも“目から鱗がおちる”様なお話をして頂きありがとうございます。

社会福祉法人 堺暁福祉会 宮田 裕司 様

☘ 弊社設立時からサポートして頂き、今も営業を続けていられるのは、ひとえに皆様方の支えがあつてのことと、心より感謝申し上げます。

有限会社 キートン 湯川 真朗 様

☘ この度は事務所創立40周年、誠にありがとうございます。ご夫婦で精進され、仕事を続けて来られたことは、本当に素晴らしいですね。すごいなあと思います。記念の品々をおことづけくださり、懐かしい思い出が次々に浮かんできました。在職中は先生には何かとお世話になりましたね。本当にありがとうございました。

私は、退職してから早や10年。定期的に出かけるのは母の施設と私の医者だけです。何とも気楽な暮らしは頭脳の老化を促進するばかりで、恐怖でもあります。

少しずつでも頭の錆を落とし、体力づくりにも励まねばなりません。頑張りますね。どうぞお元氣でご活躍下さいますことをお祈りしております。

茨木市 足立 久美子 様
 ✿お招きの光栄を重ねて感謝いたします。皆様のチームワーク、配慮に満ち、隅々まで輝いていました。資料の配布配分、席順等にまで細かい暖かさが伝わりました。素晴らしい四〇周年、大きな節目の年、更なる飛躍の礎となる時、皆様のご活躍を祈念いたします。

南足原市 自由人 小原 靖夫 様
 ✿先日は、事務所創立40周年式典にお招き頂きありがとうございました。大変楽しい、先生方らしい式典で、とても有意義な時間をすごさせて頂きました。

久しぶりに、光行先生のお声を聞き、穏やかで、人に話しを聞かせる分かりやすい話し方が、また聞いてみたいと改めて思いました。



株式会社 マルセン 鈴木 憲夫 様
 ✿レター楽しみに拝読しています。また「共にあるよろこび」拝受いたしました。「理念」のお言葉、味わい心にとどめています。ますますのご清栄を祈り上げます。

田中國男先生ご令室 田中 由子 様
 ✿創立40周年記念式典、本当にありがとうございました。たんぼぼ福祉会小坂先生のお話、とても勉強になりました。そして祝賀会の一曲目の歌から大盛り上がり！さすが林事務所の皆さんだな～と感じました。光行さん、幸さん、事務所の皆さん、そして懐かしいANAのメンバー…皆さんと再び出会えた事がとても嬉しかったです。次回50周年も楽しみにしています！

社会福祉法人真清福祉会 津波古 美奈子 様
 ✿熱く温かい式典に参列させて頂き、ありがとうございました。私はそこで2つ感動したことがあります。

1つ目は、来賓の方々からの心のこもった祝辞です。林事務所では、うわべの交流ではない互いを想う心が息付いていて、お客様や御友人の方々とも同じ様に接してこられたから、こんなに温かいお言葉を頂けるのだと思いました。40年間、誠実に心あるお仕事をされてきた積み重ねが、豊かな土壌となって花を咲かせている様に感じました。

読者の皆様からのお便り



2つ目は、光行さんから事務所の方々への表彰です。

上司から部下へというより、同じ同士、分かち合った友への感謝の気持ちを伝えておられる様に思いました。ありがとう、おめでとう、という、感謝、お祝いの言葉は、人を幸せにする言霊となって伝わると思っています。表彰状を光行さんが読まれた後に、目を見て「ありがとう」と仰る言葉に万感の想いが込められている様で、その想いが、会場一帯に広がった様に感じました。

仕事は時に、パソコン業務が大半でコミュニケーションが疎かとなる時があります。大人になると、うわべの付き合いを習得してしまいます。でも今回、式典に出席させて頂き、内外変わらず心を持って接することで、仕事も人生も豊かに育まれるということを教えて頂きました。事務所の皆様、お客様、関係の皆様様の益々の御活躍を祈念しております。

芦屋病院 山下 由紀子 様

✿先日の祝賀会に参加させて頂き、ありがとうございました。先生方のお仕事に対する姿勢や人との関わりをお聞きして、感動していました。

福祉施設理事長のお話を拝聴し、また夢や希望を福祉に託すことができました。祝賀会では、先生ご夫婦の家族への思いの姿勢やご家族の様子を拝見して、人生後半の目標、楽しみができました。

2001年に任意団体でスタートしたNPO法人和嬉会愛をこの度閉鎖しました。たくさんの方に助けられ、良い時も悪い時もすべてが自分の糧になり、人生の中で一番充実した期間でした。

人生の時間に無駄はないと実感しています。現在、キャリアコンサルタントの講座の中でいろんな世代の様々な仕事に対する考え方を知り、早くにこの資格に出会えたら、少しでも人を育てることができ、法人は長続きしたのではないかと、もっと出会った方に楽な姿勢でお付き合いでき、いろんな広がりがあったのではと思ったりしています。今後ともよろしく願います。

名張市 中山 登貴 様

多くのお便りを有難うございます。また弊事務所40周年に際し、温かいご祝意を頂戴し、改めてお礼申し上げます。やむを得ず割愛させて頂きましたこと、ここにお詫び申し上げます。



第104回経営倶楽部のご案内

団塊の世代が70歳を超えた今、中小企業経営者のうちの約4割を65歳以上が占めると言われ、今後数年で、多くの中小企業が事業承継のタイミングを迎えるとみられています。まだまだこれからだと思っておられても、いずれその時期がきます。

事業承継するとして何を考える必要があるのか、どのように準備したらよいか、自社株式の相続・贈与の問題はどうすればよいか等について、解説させていただきます。現経営者のみならず、後継者候補の方を始め、どなたにとっても役立つ内容だと思います。是非お誘い合わせの上ご参加くださいますようご案内申し上げます。

- テーマ「(仮題) 事業承継を考える」 講師 税理士・中小企業診断士 前田 有太可
- 日時 2019年10月19日(土) 午後1時30分～5時 懇親会：午後5時30分～
- 場所 講演会：たかつガーデン 会費 講演会：5,000円 懇親会：4,000円

❖お問い合わせは ⇒TEL06-6772-7770 ⇒ info@share.gr.jp まで

◆◆ 社会福祉法人会計簿記 第15回 認定試験は、2019年12月1日(日)です ◆◆

申込期限は10月末の予定。詳細は ⇒一般財団法人総合福祉研究会 <http://www.sofukuken.gr.jp/>

⇒受験用学習教材には ▽▲ 社会福祉法人会計 簿記テキスト ▽▲

《入門編・初級編》《中級編》《上級(簿記会計)編》《上級(財務管理)編》

※社会福祉法人会計基準について、全く初めての方でも理解できるように、基本的な考え方を簡潔でわかりやすく解説しています。また、実務で役立つ例題や、練習問題を多数収録して、社会福祉法人会計を体系的に学習することができます。

※初級編・中級編は、6月下旬に六訂版の出版を予定しています。平成31年3月29日改正にも対応した内容となっておりますので、実務でも安心してご活用いただけます。



◆◆ ご希望の方にお送りさせていただきますので、ご一報ください ◆◆

◁ 「40周年記念特集」(A4版168頁)

1993年の創刊号から56号の中から主に巻頭言・交流・経営倶楽部を抜粋し、また、20周年記念誌から林光行の自伝を再掲しました。お読みいただけたら幸いです。

▷ 「特例事業承継税制」(B5版72頁)

～適用前に確認すべき重要事項～
今後の事業承継対策は、特例措置の適用可否の判断から始める必要があります。本書は、その判断材料となる事項を網羅しました。



YUKI のついでに

★山梨県が「健康寿命日本一」だそうです。「日照時間が長い」「まぐろの消費が全国一」だからとか様々分析されていたのですが、2018年10月13日のNHKスペシャルで、AIが、65歳以上、延べ41万人の生活習慣や行動のデータを徹底的に学習、分析した結果は「読書」だったとのこと。運動やスポーツの実施率は全国最下位の山梨県は、人口に対する図書館の数が全国1位だそうです。

その話を母に(大きな字で筆談)すると、「本や新聞には夢がある」「人間は希望さえあれば生きていける」「今は頭の中に希望を作っているんや」と言います。その頃既に母は耳も聞こえず目も見えず、脳梗塞で左半身麻痺状態。「何という前向き!」と驚きました。その後、硬膜下血腫でまさかの意識不明に。1か月、最低限の点滴で年を越し、1月4日に息を引き取りました。その時、もう天国で遊ぶ少女のような顔をしていて「よかったね」と声をかけました。

今、笑顔で万歳している写真の母に励まされています。

★10歳前半の死因で、自殺が戦後初めて一位になったとのこと。厚労省の人口動態統計を見ると、10歳前半の自殺者数は、2007年47人、2017年は100人です。15歳から39歳の死因でも、2012年以降自殺が一位です。

思い出すのが5年前の内閣府「我が国を含む7カ国の満13～29歳の若者を対象とした意識調査」。これによると、
・自分自身に満足している 一米国86.0% 日本45.8%
・1週間内に憂鬱だと感じた一米国41.0% 日本77.9%
・自分の将来に希望がある 一米国91.1% 日本61.6%
自己肯定感の項目では7カ国中一番低い結果です。

できていない所に注目して「駄目な私」と落ち込む…。かつての私と同じ若者が今も多いのかと思いました。そんな若者に言いたいです。「世界で唯一の、かけがいのない貴方。抱きしめてあげて～」「ありのままOKよ～」「ありもしない“理想の自分”や人と比較しないで」「小さなことに毎日拍手!しよ」と。誰もが自信を持って生き生きと生きていける「令和」になることを願います。(幸)

公認会計士・税理士 林光行事務所

大阪市天王寺区生玉寺町1-13サンセットビル

〒 543-0073 <http://www.share.gr.jp/>

TEL 06-6772-7770 FAX06-6772-7740

公認会計士・税理士 林 光行 税 理 士 林 幸

税理士・中小企業診断士 前田 有太可 税 理 士 古田 茂己

税 理 士 林 竜弘 税 理 士 小林 匠

公 認 会 計 士 草加 美香

☆次号は2019年10月発行予定です。ご意見や日頃感じておられることなどお寄せください。⇒ info@share.gr.jp

☆購読料をカンパして頂ける方は、林光行事務所の郵便振替口座までお願い致します。⇒口座番号00950-3-14499